

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案（案）3 についての補足説明

第1部 民事訴訟法の見直し

第1 インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等

1 インターネットを用いてする申立て等

電子情報処理組織を使用する方法による申立て等に関して、民事訴訟法（以下単に「法」という。）第132条の10の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する法その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものであって、裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により行うことができる。
- (2) (1)の方法によりされた申立て等（以下「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該法令の規定その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- (3) 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- (4) (1)の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下(4)において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判

所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(5) 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達によってする。

(6) (5)の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

(注1) 電子情報処理組織を使用する方法により裁判所の使用に係る電子計算機に記録することができるファイル形式及びファイル容量については、技術の進展に応じて適切な規律を最高裁判所規則等に設けるものとする。

(注2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を使用してファイルに記録したものに係るファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録（音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を含む。）を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

(説明)

1 本文(1)から(4)まで

部会資料29から内容の変更はない。

現行法の規定ぶりや他のインターネットを用いた提出を規定する法律の規定ぶりとの整合性や規律の内容を明確にする観点から、表現に若干の変更を加えている。

2 本文(5)及び(6)

例えば、訴状は送達されることとされているが、今後、インターネットを用いて訴えが提起されたケースでは、その電磁的記録を送達（具体的には、出力書面の送達又はシステム送達）することとなる（書面を送達すべき規定がある場合において、相手方がシステム送達の届出をしたケースに、システム送達を可能とすることについては、後記2(2)・(3)のとおりである。）。(5)及び(6)は、申立て等全般について、そのことを示すものである。

2 書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）

書面等による申立て等に係る電子化に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 申立て等が書面等により行われたとき（3(1)に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- (2) (1)の規律によりその記録された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、(1)の規律によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。
- (3) (2)の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- (4) 裁判所書記官は、(1)に規律する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続において法その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りではない。

(説明)

1 本文(1)

部会資料29から内容を変更した点は、電子化の主体を裁判所から裁判所書記官としたことである。これは、訴訟記録の作成及び保管を裁判所書記官がすること（裁判所法第60条）とされていることを踏まえたものである。

2 本文(2)及び(3)

現行法及び規則では、送達すべき書類は、当該書類の謄本又は副本とされている（法第101条、規則第40条第1項）。

改正後は、書面等による申立て等がされた場合に、その書面等の送達が規定されている場合であっても、相手方がシステム送達の届出をしているケースには、それを可能とする必要があるので、それらに関する規定を加えたものである。

3 本文(4)

民事訴訟に関する手続においては、訴状、答弁書、準備書面等の申立て等に該当するもののほか、送達報告書（法第109条）等の申立て等に該当しないと考えられるもので

あっても書面等が裁判所に提出されることがある。改正後は、訴訟記録が電磁的記録により作成され、インターネットを利用した閲覧等に供されることからすると、申立て等に該当しないものであっても訴訟記録となるべき書面等についてもファイルに記録することに困難な事情があるときを除き、電子化することとすべきであり、そのことに関する規律を加えたものである。

なお、この規律は、訴訟記録に関する規律であり、そもそも、訴訟記録に該当しないと解されている書面等については、その適用を予定していないため、必要に応じ、そのような書面等については適用しない旨の規律を整備すること等を予定している。

3 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行わなければならない場合に関して、(1)から(3)までのような規律を設け、法第97条第1項を(4)のように改めるものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる者は、それぞれに定める事件の申立て等をするときは、1(1)の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について、口頭でするときは、この限りでない。

ア 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（法第54条第1項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。） 当該委任を受けた事件

イ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条、第5条第1項、第6条第2項、第6条の2第4項若しくは第5項、第6条の3第4項若しくは第5項又は第7条第3項の規定による指定を受けた者 当該指定の対象となった事件

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

(2)ア (1)アからウまでに掲げる者は、第2の1(2)アただし書の届出をしなければならない。

イ 第2の1(2)アただし書の規律にかかわらず、(1)アからウまでに掲げる者に対する第2の1(2)アの規律による送達は、その者が第2の1(2)アただし書の届出をしていない場合であってもすることができる。この場合においては、第2の1(2)ア本文の通知を発することを要しない。

ウ イの規律により送達をする場合における第2の1(2)エ(ウ)の規律の適用については、「ア本文の通知が発せられた日」とあるのは「アの措置がとられた日」とする。

(3) (1)の規律は、(1)アからウまでに掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組

織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

- (4) 当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、2月とする。

(注) 申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる者は、申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

(説明)

1 本文(1)

(1) アからウまで

アからウまでに掲げる者がインターネットを用いた申立て等によらなければならないこととするについては、部会資料29から変更はない。

これらの者がインターネットを用いた申立て等によらなければならない事件は、当該委任などを受けた事件であることからその旨を明確にする規律を加えている。

また、法制的な観点から表現を変更している。

(2) 委任をした本人等

部会資料29では、アからウまでに掲げた者に委任をした本人等について、委任をしている間はインターネットを用いた申立て等によらなければならないとする規律をブラケットに入れて記載していた。

この規律について、第20回会議では、賛成する意見もあったが、反対する意見が多く出された。

そこで、検討すると、アからウまでに掲げた者に委任をした本人等は、通常は代理人等を通じて訴訟行為をするものではあるものの、代理人等とは別に独立して訴訟行為をすることができる。そのことを踏まえると、インターネットを用いた申立て等によらなければならない者とするとはしないものとしつつ、訴訟代理人に委任していない者と同様に、注の規律により、インターネットを用いた方法によりすることができる者は、申立て等をインターネットを用いた申立て等によりするものとする可以考虑。そこで、委任をした本人等についてインターネットを用いた申立て等によらなければならないとする規律を記載しないこととしている。

2 注について

注の記載は、部会資料29と同内容である。

3 本文(2) (インターネットを利用した送達を受ける旨の届出義務)

(1) 本文(2)アは部会資料29と同内容である。

なお、届出の対象を通知アドレスの届出をすることとすべきとの意見も出されたところであるが、インターネットを利用した送達を受ける旨の届出をする際には、通知アドレスの届出をすることとしていることから、インターネットを利用した送達を受ける旨の届出をすることによって通知アドレスの届出がされることになると考えられる。

(2) 本文(2)イは部会資料29と同内容であるが、通知をしないケースの送達の効力の発生時期を明確にするため、ウの規律を明記している。

4 弁護士等委任による代理人のインターネットを用いた申立ての例外

第20回会議では、現行法の訴訟行為の追完(第97条)が認められる範囲は、解釈上狭く、インターネットを用いた申立ての例外は、そこで使われている表現、すなわち、「責めに帰することができない事由」は用いるべきではないなどの意見があった。

もともと、同会議では、同じ文言を用いていたとしても、現在の解釈は、飽くまでも書面提出等を前提とした議論であり、インターネットを用いたケースは、同じ表現であっても、自ずとその内容は異なることになるとの意見もあった。また、表現を異なるものとする、一方の範囲がより狭く解釈されることにもつながり、妥当ではないように思われる。

いずれにしても、「責めに帰することができない事由」との表現を用いれば、インターネットを用いる際に、提出者の方で必要な手順等を取りながら、提出者が責任を負うべきではない理由で、インターネットを用いた申立てが届かないケースには、例外に該当するので、ここでは、この表現を維持することとしている。

4 訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下

裁判所書記官による訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による訴状却下命令に対する即時抗告の却下に関し、次のような規律を設けるものとする。

(1) 費用法の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命ずる処分をしなければならない。

(2) (1)の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

- (3) (1)の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から、1週間の不変期間内にしなければならない。
- (4) (3)の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- (5) 裁判所は、(3)の異議の申立てがあった場合において、(1)の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。
- (6) (1)又は(5)の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
- (7) (6)の命令に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される費用法の規定による訴えの提起の手数料を納付しないときは、この限りでない。
- (8) (7)ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。
- (9) (8)の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(説明)

部会資料29から内容の変更はない。

規律の内容を明確にする観点から、(1)の表現に若干の変更を加えている。

第2 送達

1 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 出力書面による送達

電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、法第99条から第108条までの定めるところにより、ファイルに記録された送達すべき電磁的記録（以下単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面によってする。

(2) 電子情報処理組織による送達

ア 電磁的記録の送達は、(1)の規律にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につきエ(ア)の閲覧又はエ(イ)の記録をすることができる措置をとるとともに、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によりすることができる。

だし、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。

イ アただし書の届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、ア本文の通知を受ける連絡先を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

ウ ア本文の通知は、イにより届け出られた連絡先に宛てて発するものとする。

エ アによる送達は、次の(ア)から(ウ)までの時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

(ア) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示をしたものの閲覧をした時

(イ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

(ウ) ア本文の通知が発せられた日から1週間を経過した時

オ 送達を受けるべき者がその責めに帰することのできない事由によってエ(ア)の閲覧又はエ(イ)の記録をすることができない期間は、エ(ウ)の期間に算入しない。

(説明)

1 本文の概要

本文の規律は、部会資料29から内容において変更はないが、その表現について若干の変更を加えている。主な変更点は以下のとおりである。

まず、システム送達において裁判所書記官がとるべき措置を明確化する観点から、(2)ア本文の表現を見直した。なお、システム送達を受ける旨の届出については、同ただし書に記載することとしている。

また、通知アドレスについては、これまで「電子メールアドレス等」という語を使用していたが、これを「連絡先」という一般的な表現に改め、具体的にどのような形式のものを採用するかどうかについては、最高裁判所規則に委任することとした。

さらに、いわゆるみなし閲覧の規律の例外については、「その責めに帰することのできない事由」との表現を採用することとした。具体的にいかなる場合がこれに当たるかについては、部会資料29において整理したとおりであり、この点について変更を加える趣旨ではない。

2 システム送達受取人の規律

システム送達受取人の規律については、従前の資料でも検討したとおり、システム送達において送達を受領者を拡大するニーズはあるものと考えられ、第21回会議においても、このようなニーズを完全に否定する意見はなかった。そうである以上、システム送達について送達受取人の規律を設ける意義はあるものと考えられる。

また、これまでの会議では非弁活動のおそれを指摘する意見もあったが、非弁活動に対する規制は専ら弁護士法等の業法の適否が問題となる問題であると考えられる。なお、第21回会議では、システム送達受取人につき裁判所の許可に係らしめるべきであるとの意見もあったが、現行法において書面に関する送達受取人についてそのような規律がないこととの関係で、そのような規律の採用は困難であると考えられる。

以上から、本文ではシステム送達受取人の規律を維持している。

2 公示送達

法第111条を次のように改めるものとする。

公示送達は、次の(1)又は(2)の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める事項を最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

(1) 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべきこと。

(2) 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けべき者に前記1(1)の書面を交付し、又は前記1(2)ア本文による措置をとるとともに、1(2)ア本文の通知を発すべきこと。

(説明)

本文の規律は、部会資料29から内容において変更はないが、その表現について若干の変更を加えている。すなわち、本文柱書の規律について法制的な観点から変更を加えるとともに、電磁的記録の公示送達の規律につき、システム送達の規律を引用し、裁判所書記官がとるべき措置の具体的内容を記載することとしている。

第3 送付

法第161条第3項を次のように改めるものとする。

相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の1から3までのいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。

- 1 相手方に送達された準備書面
- 2 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面
- 3 相手方が第11の1の規律により準備書面の閲覧をし、又は準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(説明)

部会資料29における記載内容からの主な変更点は以下のとおりである。

まず、相手方の在廷していない口頭弁論において陳述することのできる準備書面の要件を明確化する観点から、これまでその要件の一部を最高裁判所規則に委任していた点を改め、これを法律において規定することとしている。

具体的には、本文3がこれに当たるが、従前の資料の(注)から、その内容は整理している。従前の資料では、最高裁判所規則において裁判所のシステムを利用した直送の方法が設けられた場合において、直送された準備書面を相手方がシステムを通じて閲覧し、又は複写(ダウンロード)したときは、受領書面がなくとも、相手方が欠席したまま、これを陳述できることとしていたところ、これは、結局、相手方が閲覧又は複写をすれば、その内容を承知していることに着目する規律であったため、端的に、閲覧又は複写をすれば、相手方が欠席したまま、陳述することができるとしている。

他方で、従前の案では、相手方が閲覧等をしないで1週間が経過した場合にも、当該準備書面を相手方の在廷していない口頭弁論において陳述することができるものとする規律が設けられることが想定される旨記載していたが、送達の手続をとっているのではなく、簡易な手続であるシステム直送をとった場合にまでも、このような規律を置くことには相当ではないように思われるので、これについては取り上げていない。

第4 口頭弁論等

1 口頭弁論の期日

(1) 映像と音声の送受信による通話の方法(ウェブ会議等)による口頭弁論

映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論に関するものとして、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(2) 期日の指定及び変更

法第93条第1項の規律を次のように改めるものとする。

期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。

2 準備書面の提出期間

法第162条に次のような規律を加えるものとする。

法第162条の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。

第5 申出に基づく法定審理期間訴訟手続（仮称）

次のような規律を設けるものとする。

- 1 当事者は、裁判所に対し、第5の規律による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができる。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りではない。
 - (1) 消費者契約に関する訴え
 - (2) 個別労働関係民事紛争に関する訴え
- 2 当事者の双方が1の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、第5の手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を第5の規律による審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が1の申出をした場合において、相手方が第5の規律による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。
- 3 1又は2の申出又は同意は、口頭弁論の最初の続行の期日又は準備的口頭弁論若しくは弁論準備手続の最初の期日まで（裁判所が申出又は同意をすべき日を定めた場合には当該日まで）することができる。
- 4 1又は2の申出又は同意は、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭であることを妨げない。
- 5 訴訟が第5の規律による手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、この手続のために指定したものとみなす。
- 6 2の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から2週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。
- 7 裁判長は、6の期日において、当該期日から6月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する期日から1月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。
- 8 2の決定があったときは、当事者は、6の期日から5月（裁判所が当事者双

方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間)以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。

- 9 第5の規律による手続における証拠調べは、6の期日から6月(裁判所が当事者双方の意見を聴いてこれより短い期間を定めた場合には、その期間)以内にしなければならない。
- 10 裁判所は、8の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、第5の規律による手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。
- 11 第5の規律による手続における期日の変更は、法第93条第3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。
- 12 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判する旨の決定をしなければならない。
 - (1) 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。
 - (2) 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして第5の規律による手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。
- 13 12の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 14 訴訟が通常の手続に移行したときは、第5の規律による手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。
- 15 第5の規律による手続の電子判決書に事実を記録するには、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御方法の要点を記録するものし、理由を記録するには、10により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。
- 16 第5の規律による手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。
- 17 第5の規律による手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
- 18 法第358条から法第360条までの規定は、17の異議について準用する。
- 19 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。
- 20 法第362条から法第364条までの規定は、19の審理及び裁判について準用する。

(注) 裁判所と当事者双方は、この規律の手続により審理及び裁判をするときは、訴訟の進

行に関して必要な事項に関し協議を行うものとする旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

(説明)

1 申述を申出としたこと等

- (1) 部会資料30では、この手続による審理及び裁判を求める旨の「申述」をすることができるとしていたが、裁判所がこの手続により審理及び裁判をするか否かの応答をする必要があることから、その実質を踏まえて「申述」を「申出」と表現を変更した。
- (2) 部会資料30では、本文7の主体を「裁判所」としていたが、期日指定は裁判長がするものであることから、主体を「裁判長」とした。

2 申出に基づく法定審理期間訴訟手続の対象から除く事件類型

この手続については、1(1)及び(2)のとおり証拠の偏在や経済力の格差がある事件類型を対象外としているところ、これ以外の事件であっても、当事者間に格差があり、この手続を使うことがふさわしくない事件については、これを除外すべきであることについては、概ねコンセンサスがあるものと思われる。他方で、その除外をどのように表現するかについては、典型的に一定の事件を抜くことは困難であり、例えば、民事訴訟法第17条等の表現を参考として、その考慮すべき事情を記載すべきではないかといった指摘があったところである。

そこで、本資料では、部会資料30で用いていた「審理及び裁判をすることが困難であるとき」との表現を改め、「第5の手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し」との表現を用いることとし、当事者間に格差があり、この手続を使うことが当事者間の衡平を害するケースは、第5の手続を使うことができないことを表現することとしている。これにより、例えば、従前の部会において議論となっていた個人と企業との間の製造物責任を争う事件や、個人と企業との間の公害紛争事案などは、対象から除外されることになる。

また、併せて、「適正な審理の実現を妨げると認めるとき」との表現を用いることとし、従前議論をしていた証拠等を期間内に適切に提出することができないケースや、訴訟代理人が選任されておらず、訴訟代理人が選任されているのと同視し得るような事情もない(なお、当事者が法人であるケースにおいて、法務担当者が配置されているケースでも、一律にこのような事情が認められるものではないことについては、前回の議論のとおりである。)ケースでは、第5の手続を使うことができないことを表現することとしている。

3 申出又は同意の時期

この手続は当事者双方が審理期間の予測可能性を高めることを趣旨とすることからす

ると、基本的には、訴訟の早い段階に申出又は同意がされることが想定されることであるところであり、3の規律は、これを維持している。

なお、前回の会議でも意見があったとおり、実務上は、口頭弁論期日や弁論準備手続期日が指定されることなく、書面による準備手続により争点整理がされることがあり得る。このケースでは、期日の概念がなく、適切な時期を予め法定することは難しいが、当事者間の意向を踏まえて、裁判所において、その申出や同意をすべき時期を定めることが考えられる。

また、前回の会議でもあったが、口頭弁論の最初の続行の期日又は準備的口頭弁論若しくは弁論準備手続の最初の期日の後に、この申出や同意をすることも認めるべきであるとの意見もある。3の規律は、口頭弁論の最初の続行の期日又は準備的口頭弁論若しくは弁論準備手続の最初の期日の後であっても、裁判所が申出又は同意をすべき日を定めた場合には、その日まで、申出や同意をすることができることを許容するものである。基本的には、第5の手続は、当事者にイニシアティブがあるものであり、このような日の定めについても、裁判所は、当事者の意向を踏まえてすることになると思われるが、規律自体は、上記の意見にも対応することが可能となっていると思われる。いずれにしても、この手続を、訴訟の審理がある程度進んだ後にも利用することの是非については、様々な意見があるように思われ、今後の解釈に委ねられるべき問題であるように思われる。

4 この手続の判決において判断すべき事項を確認

部会資料30では、争点及び証拠の整理を踏まえて、この規律の手続の判決において判断すべき事項を確認することとし、この判断すべき事項を確認する時期について、証拠調べをする期間が満了するまでとすることを記載していた。

他方で、第20回会議では、争点及び証拠の整理を踏まえて判断をすべき事項を確認することは当然のことであって、申出に基づく法定審理期間訴訟手続に限られるものではなく、全ての事件において同様とすべきとの意見が出された。

もっとも、第5の手続で、この規律を置くのは、15の規律の前提となるものを記載する必要があるためであり、同様の規律をこの手続以外の事件についても置くことについては慎重な検討を要すると思われる。

ところで、その確認する時期について改めて検討すると、審理を的確に進めるという観点からは、当事者が攻撃又は防御の方法を提出するまでの時期に確認するものとし、それを踏まえて証拠調べに臨むということを示すことが適切であると考えられる。そこで、10では、8の期間（攻撃・防御方法の提出期間）までに、判断すべき事項を確認するものとしている。

5 期日の変更等

第5の手続では、攻撃・防御方法の提出期間（申出等があった後の期日から5か月以内）、口頭弁論終結日（申出等があった後の期日から6か月以内）、判決言渡期日（終結日から1か月以内）を予め定めることとされている。

このように期間を予め区切っているのは、この判決言渡日までの予測可能性を担保するためであり、この期間内に判決を適切に出すことできない事件については、この手続を利用することを想定するものではなく、通常の手続を利用すべきであると考えられる。

他方で、11では、期日の変更につき規律を設けているが、この手続の趣旨からも明らかにおり、これは、あくまでもこの期間の中での期日の変更を想定しているものであり、上記の期間を超えた期日に変更することを想定するものではない（仮に、上記期間内に審理をすることが難しいケースでは、当事者は、申出をして、通常の手続に戻る権利が保障されている。）。

ただし、例えば、終結を予定した期日に予定どおりに終結できないものの、遠くない日時に続行期日を設ければ終結することが可能であり、双方の当事者も続行期日を設けることを希望しているにもかかわらず、変更後の期日が6月の期間制限を超えるとの一事をもって、そのような場合には当然に通常訴訟に移行しなければならないというのは、当事者のイニシアティブを尊重した本制度の趣旨にもかえって沿わないといった意見もあるように思われる。そのため、当事者双方が希望している場合に、事案の性質等を踏まえて、上記の各期日につき、その期間を超えて変更するといった取扱いを認めるといったことも一律に否定すべきではないようにも思われる。

第6 争点整理手続等

1 弁論準備手続

(1) 弁論準備手続における訴訟行為等

法第186条、第205条、第215条及び第218条に、口頭弁論の期日において、当事者に対し、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果（以下「調査嘱託の結果等」という。）を提示しなければならない旨の規律を設けた上で、法第170条第2項を次のように改めるものとする。

裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書（法第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べ、第7の電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ及び調査嘱託の結果等の提示をすることができる。

(2) 電話会議等による弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則

で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

(説明)

本文の内容は、部会資料29における記載から基本的に変更がないが、書証の規定と別に電磁的記録の証拠調べの規定が新設されることに伴い、書証と同様に、弁論準備手続において電磁的記録の証拠調べをすることができるとする旨の修正を行っている。

2 書面による準備手続

(1) 法第175条を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。）に付することができる。

(2) 法第176条を次のように改めるものとする。

ア 同条第1項を削除する。

イ 同条第2項を次のように改める。

裁判長は、書面による準備手続を行う場合には、法第162条に規定する期間を定めなければならない。

ウ 同条第3項を次のように改める。

裁判所は、書面による準備手続を行う場合において、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

エ 同条第4項を次のように改める。

法第149条、第150条及び第165条第2項の規定は、書面による準備手続について準用する。

(3) 受命裁判官による書面による準備手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する法第150条の規定による異議についての裁判は、受

訴裁判所がする。

(説明)

本文の内容は、部会資料29における記載から基本的に変更がない。なお、法第176条の修正について、1項の改正と2項の改正の順番を入れ替えている(内容には変更がない)。

3 審尋

電話会議等による審尋の期日における手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(説明)

イの規律を加えて、アの規律により手続に関与した者が出頭したものとみなされることを明確にしている。

4 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(後注) 電話会議等による進行協議の期日における手続については、部会のこれまでの議論も踏まえ、最高裁判所規則において、遠隔地等の要件及び一方当事者出頭要件を廃止するとともに、電話会議等により手続に関与した者につき訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることを可能とする見直しを行うものとする。

(説明)

部会資料29と内容に変更はない。表現は、他の箇所との表現と平仄を整えたものである。

第7 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ

1 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出

電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。
- (2) (1)の規律による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(説明)

部会資料29の第7と内容は、基本的に同じである。

ただし、これまでは、他の法律の文言に倣い、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの」との表現を用いていたが、結局、この証拠調べは、その電磁的記録の内容を調べるものであるので、端的に、そのことを表現することとしている。

また、これまでは、「電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者」との表現を用いていたが、結局、適法に電磁的記録が記録されている記録媒体にアクセスして当該電磁的記録を利用することができるかどうかの問題となるので、単に「当該電磁的記録を利用する権限を有する者」との表現を用いることとした。

2 電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等

電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 法第220条から法第228条まで（同条第4項を除く。）及び法第230条の規定は、1(1)の証拠調べについて準用する。
- (2) (1)において準用する法第223条第1項の命令に係る電磁的記録の提出及び(1)において準用する法第226条の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、その電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

3 証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出

(注) 最高裁判所規則において、次のような内容の規律を設けるものとする。

証拠となるべきもの（文書・準文書・電磁的記録）の事前の準備としての写しの提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(説明)

(注) の表現は、他の箇所との表現と平仄を整えたものである。

第8 証人尋問等

1 証人尋問

法第204条を次のように改めるものとする。

裁判所は、次の(1)から(3)までのいずれかの場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

(1) 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合

(2) 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合

(3) 当事者に異議がない場合

(注) ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の所在場所については、最高裁判所規則において、これを受訴裁判所又は他の裁判所に限定する民事訴訟規則第123条第1項及び第2項を見直し、裁判所以外の場所に証人を所在させることを認めることとした上で、部会のこれまでの議論も踏まえ、その際の所在場所の要件を定めるものとする。

(説明)

本文の規律は、部会資料29からその内容において変更はないが、法第204条第1号の改正及び第3号の新設により、「裁判所が相当と認めるとき」との要件は各号に共通する要件となったことから、これを柱書に移記することとした。

なお、(注) の表現は、他の箇所との表現と平仄を整えたものである。

2 通訳人

法第154条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をするすることができる方法によってすることができる。

3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話をするすることができる方法によって、参考人を審尋することができる。

(2) (1)の規律は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

第9 その他の証拠調べ手続

1 鑑定

(1) 法第215条に次のような規律を設けるものとする。

鑑定人は、書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、書面で意見を述べたものとみなす。

(2) 法第215条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(説明)

本文の規律は、部会資料29からその内容において変更はないが、鑑定人が電子的に鑑定書を提出することができるものとする規律について、法第215条の改正ではなく、本文1(1)の規律の新設によってこれを実現することとしている。

2 検証

ウェブ会議等による検証に関する規律として、法第2編第4章第6節に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、当事者に異議がない場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。

(説明)

本文の規律は、部会資料29からその内容において変更はないが、裁判所による相当性判断は、当事者に異議がないことを踏まえたものであると考えられることから、「当事者に異議がない」との要件と「裁判所が相当と認めるとき」との要件の記載の順序を入れ替えることとしている。

3 裁判所外における証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所（受命裁判官及び受託裁判官を含む。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判所外における証拠調べの手続を行うことができる。

(説明)

本文の規律は、部会資料29からその内容において変更はないが、裁判所外における証拠調べを受命裁判官又は受託裁判官が行う場合には、ウェブ会議等による証拠調べも当該裁判官が行うこととなると考えられることから、その旨を追記することとした。

第10 訴訟の終了

1 判決

(1) 電子判決書

裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、法第253条第1項各号が規定する事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならないものとする。

(2) 言渡し的方式

ア 判決の言渡しは、(1)の規律により作成された電子判決書に基づいてする。

イ 裁判所は、アの規律により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

(3) 電子判決書等の送達

法第255条を次のように改めるものとする。

ア 電子判決書 ((2)イの規律によりファイルに記録されたものに限る) 又は法第254条第2項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書 (第15の2(1)の規律によりファイルに記録されたものに限る) は、当事者に送達しなければならない。

イ アの送達は、次のいずれかによってする。

(ア) 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達

(イ) 第2の1(2)の方法による電子判決書又は電子調書の送達

(4) 判決の更正決定

法第257条に次のような規律を加えるものとする。

法第257条第1項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(注) 「電子調書」とは、期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいうものとする。

(説明)

本文の実質的な内容は、従前の部会資料と同様である。

記載を変更した部分について、本文(1)、(2)及び(3)アは、電磁的記録として作成される電子判決書及び調書判決に係る電子調書について、判決言渡し後にファイルに記録されたものが訴訟記録になることを明らかにする趣旨である。

本文(3)イの記載は、電子判決書及び調書判決に係る電子調書の送達の方法について、システム送達によらない場合に、単にそれらの電磁的記録を出力した書面ではなく、裁判所書記官がそれらの内容を証明した書面によるものとするのは従前の部会資料と同様であり、その書面につき表現を見直したものである。

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日（和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。）について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条、法第150条、法第154条及び法第155条の規定は、和解の手続について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、アの規律並びにウにおいて準用する法第148条、法第154条及び第155条の規定による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

法第264条を次のように改めるものとする。

ア 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官もしくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

イ 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 和解等に係る電子調書の効力

法第267条を次のように改めるものとする。

ア 裁判所書記官が、和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

イ 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した電子調書は、当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、前記1(3)イの規律

を準用する。

(4) 和解等に係る電子調書の更正決定

和解等に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア (3)アの規律によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

イ アの更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

ウ アの申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(説明)

本文の実質的な内容は、従前の部会資料と同様である。

本文(3)ア及び(4)アの記載を変更した部分は、和解等に係る電子調書の作成に関して、電磁的記録により作成することから、効力を生じる時点を明確にする観点から表現を見直したものである。

第11 訴訟記録の閲覧等

1 電磁的訴訟記録の閲覧等

(前注) 書面等の非電磁的訴訟記録については、法第91条(第2項及び第3項のうち訴訟に関する事項の証明を除く。)の規律を維持することを前提としている。

電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録(訴訟記録中法その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。
- (2) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。
- (3) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と

同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(4) 法第91条第5項の規定は、電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(注) 電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求ことができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求ことができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるという内容の規律を設けるものとする。

(説明)

部会資料29の第11の本文1(1)及び(3)と基本的に同じである。ただし、同資料では、書面等の訴訟記録(非電磁訴訟記録)と電磁的訴訟記録を区別しておらず、その閲覧等の差異については規則で規定することを前提とした記載をしていたが、特に、電磁的訴訟記録の閲覧等の具体的な内容をある程度記載すべきとも思われるので、その内容を具体的に記載することとしている。

なお、改正後も、例外的とはいえ、書面等の訴訟記録(非電磁訴訟記録)が残り得るところ、この非電磁的訴訟記録については、法第91条の規律(第2項を除く。同項については、後記2参照)を維持することを前提として議論がされていたので、その旨を(前注)に記載することとしている(訴訟に関する事項の証明については、後記3で一括して記載することとしている。)

(1) 本文(1)

本文(1)は、部会資料29の第11の本文1(1)の電磁的記録部分のもと同じである。ただし、電磁的訴訟記録の閲覧の方法につきある程度具体的に記載する(もっとも、最終的には、システム等の関係で規則に委任せざるを得ない)こととしている。

(2) 本文(2)及び(3)

本文(2)及び(3)は、部会資料29の第11の本文1(3)の電磁的記録部分のうち謄写や内容証明(訴訟に関する事項の証明部分は、後記3参照)と同じである。ただし、その内容につきある程度具体的に記載する(もっとも、最終的には、システム等の関係で規則に委任せざるを得ない)こととしている。なお、謄写との表現は、ダウンロードも含

む概念として用いていたところ、「謄写」ではややわかりにくいので、「複写」といった表現に直している。

(3) 本文(4)

従前も、いわゆる執務に支障がある場合には、電磁的記録についても、法第91条第5項と同様の規律を置くことを前提としていたので、そのことを明記している。

2 公開禁止及び和解に関する訴訟記録の閲覧等

公開禁止及び和解に関する訴訟記録の閲覧等につき、次の規律を設ける。

(1) 公開を禁止した口頭弁論に係る非電磁的訴訟記録（訴訟記録中電磁的訴訟記録を除いた部分をいう。以下同じ。）については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、法第91条第1項の規定による請求をすることができる。非電磁的訴訟記録中法第264条の和解条項案に係る部分、法第265条第1項の規定による和解条項の定めに係る部分及び法第267条に規定する和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）に係る部分についても、同様とする。

(2) 電磁的訴訟記録についても、(1)の規律を準用する。

(説明)

部会資料29の第11の本文1(2)と同じである。もっとも、訴訟記録には2種類あるので、書き分けている。

3 訴訟に関する事項の証明

訴訟に関する事項の証明に関し、次の規律を設けるものとする。

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、訴訟に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(説明)

部会資料29の第11の本文1(3)の訴訟に関する事項の証明と同じである。ただし、証明の方法等につき、ある程度具体的に記載する（もっとも、最終的には、システム等の関

係で規則に委任せざるを得ない) こととしている。

4 補助参加人の記録の閲覧等

補助参加人の記録の閲覧等につき、次の規律を加えるものとする。

次に掲げる請求に関する規律の適用については、補助参加人（当事者が法第44条第1項の異議を述べた場合において補助参加を許す旨の裁判が確定したものと及び当事者が同条第2項の規定により異議を述べることができなくなったものに限る。）を当事者とみなす。

- (1) 非電磁的訴訟記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求
- (2) 電磁的訴訟記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供の請求
- (3) 3の訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

(説明)

部会資料29からの実質的な変更点はないが、「ただし、当事者が法第44条第1項の異議を述べることができるとき又は当事者が同項の異議を述べた場合においてその補助参加を許す旨の裁判が確定していないときは、利害関係を疎明してしなければならない。」の意味が分かりにくいとの指摘があったため、表現を修正し、補助参加人のうち訴訟記録の閲覧等の請求との関係で当事者とみなされるものを積極的に定めることとした。

そのほか、訴訟記録には2種類あること等を踏まえて、記載をすることとしている。

5 秘密保護のための閲覧等の制限

法第92条に、次の規律を加えるものとする。

裁判所は、法第92条第1項の申立て（同項第2号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）があった場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、訴訟記録中当該営業秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等を書面をもってするものに限る措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したとき又は当該申立てに係る決定を取り

消す裁判が確定したときは、この限りでない。

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けるものとする。

法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならない。

(説明)

1 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の公法上の義務

これまでの部会では、法第92条第1項の決定は、当事者において争う機会がない決定であり、したがってその決定があったことの通知を受ける権利もないものであり、当該決定を直接の根拠として直ちに公法上の義務が生ずると整理することについては、慎重な意見が出された。他方で、法第92条第1項の決定について、当事者を名宛人と捉えて何らかの不服申立ての機会を与えることについても慎重な意見が出されており、その決定があったことを通知すべきものと整理することも難しいと考えられる。

そのため、法第92条第1項の決定があったことに伴う公法上の義務の規定を法律上新たに設けることは提案しないこととした。

2 営業秘密の閲覧・複写等の方法を限定する措置

営業秘密の閲覧・複写等の方法を限定する措置に関し、最高裁判所規則に委任される当該措置の具体的な内容には、①裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載又は記録された営業秘密をファイルに記録せずにそのまま非電磁的訴訟記録とすることを可能とする措置(第1の2の例外に該当する)及び②インターネットを利用して申立て等がされた場合に、営業秘密が記録された部分を紙に出力して非電磁的訴訟記録として、裁判所のサーバ上のデータは削除する措置が含まれる。

第12 再審、手形訴訟

1 再審の事由

法第338条第1項第6号を次のように改めるものとする。

判決の証拠となった文書その他の物件が偽造若しくは変造されたものであったこと又は判決の証拠となった電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

2 手形訴訟における証拠調べの制限

法第352条第1項を次のように改めるものとする。

手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に記録された情報の

内容に係る証拠調べに限りすることができる。

第13 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として、法第2編第8章に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、証人又は当事者本人の尋問を行うことができる。

第14 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第71条第1項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から10年以内にしなければならない。
- 2 法第72条の申立てについて、1の規律を準用する。
- 3 法第73条第1項の申立てについて、1の規律を準用する。この場合において、「訴訟費用の負担の裁判が確定した日から」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

第15 書記官事務の見直し

1 担保取消しと書記官権限

法第79条第3項を、次のように改めるものとする。

訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなす。

2 電子調書

(1) 口頭弁論に係る電子調書の作成

裁判所書記官は、口頭弁論について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならないものとする。

(2) 口頭弁論に係る電子調書の更正

口頭弁論に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ア 口頭弁論に係る電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- イ アの規律による更正の処分は、電子調書を作成してしなければならない。
- ウ 現行法第71条第3項、第4項及び第7項の規定は、アの規律による更正の処分又はアの申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(説明)

本文の実質的な内容は、従前の部会資料と同様である。

本文(1)は、口頭弁論について、期日ごとに作成しなければならないとされている調書(民事訴訟法第160条)が電磁的記録により作成される電子調書となることを前提に(第10の(注)を参照)、その電子調書について、ファイルに記録されたものが訴訟記録となることを明らかにするための規定を新たに設けることとするものである。

第16 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度

1 申立人の住所、氏名等の秘匿

申立人の住所、氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所(以下第16において「住所等」という。)の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項(以下第16において「氏名等」という。)についても、同様とする。
- (2) (1)の申立てをするときは、(1)の申立て等をする者又はその法定代理人(以下第16において「秘匿対象者」という。)の住所等又は氏名等(以下第16において「秘匿事項」という。)その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。
- (3) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、(2)の規律による届出に係る書面(以下第16において「秘匿事項届出書面」という。)の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。
- (4) (1)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- (5) 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について(1)の決定（以下第16において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件及びその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、法その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

(説明)

秘匿決定の対象となる事項を「秘匿事項」とするなど所要の定義を置くとともに、本文6と同様の「申立てをするときは、～を届け出なければならない」との表現を用いることにより、裁判所への届出制度であることを明らかにした。

なお、後記2(1)の規律は、上記(5)の後に記載していたが、閲覧等に関する規律であるので、2に移記している。

2 秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則

秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。
- (2) (1)の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録中秘匿事項届出書面以外のものであって秘匿事項又は当該秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下第16において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。
- (3) (2)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。
- (4) (2)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

3 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則

送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則

に関し、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を囑託した場合において、当該囑託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する法第109条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を囑託した場合についても、同様とする。

(説明)

前回の会議では、当事者の申出の機会を保障する観点からは、後記5のように、通知と一定期間までの閲覧等の拒絶制度を設けるべきではないかとの指摘があった。もともと、当事者の申立てもないまま一定期間の閲覧等の拒絶を認めるのであれば、支障があるかどうかの審査を一応すべきであると思われるし、そうであれば、その旨の決定をすることとすべきであるようにも思われ、原案を維持している。

4 秘匿決定の取消し等

秘匿決定の取消し等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 秘匿決定、2(2)の決定又は3の決定（以下第16において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。
- (2) 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録の存する裁判所の許可を得て、2(1)若しくは(2)又は3の規律により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。
- (3) 裁判所は、(2)の規律による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。
- (4) 裁判所は、(1)の取消し又は(2)の許可の裁判をするときは、次のア又はイの区分に従い、それぞれに定める者の意見を聴かななければならない。
 - ア 秘匿決定又は2(2)の決定 当該決定に係る秘匿対象者

イ 3の決定 当該決定に係る当事者又は法定代理人

- (5) (1)の取消しの申立てについての裁判及び(2)の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- (6) (1)の取消し及び(2)の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- (7) (2)の許可の裁判があったときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

5 第三者の訴訟参加があったときの通知等

第三者の訴訟参加があったときの通知等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 法第92条第1項の申立て（同項第1号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下5において同じ。）があった場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加後直ちに、その参加があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。
- (2) (1)の場合において、裁判所書記官は、(1)の通知があった日から2週間を経過する日までの間、その参加をした者に法第92条第1項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。ただし、2(2)の申立てがされたときは、この限りでない。
- (3) (1)及び(2)の規律は、(1)の参加をした者に法第92条第1項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

(説明)

部会での議論を踏まえ、2週間の期間の始期を通知があった日と改めている。

6 IT化後における住所、氏名等の届出の方法等

IT化後における住所、氏名等の届出の方法等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 1の(1)の申立てをするときは、秘匿対象者の秘匿事項その他最高裁判所規則で定める事項について、書面その他最高裁判所規則で定める方法による届出をしなければならない。この場合において、当該届出については、第1の

2の規定は、適用しない。

- (2) 裁判所は、2(2)の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、訴訟記録中秘匿事項記載部分に係る訴訟記録の閲覧等を書面をもってするものに限る措置その他の当該事項の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、この限りでない。

第2部 民事訴訟費用等に関する法律の見直し

第1 手数料の電子納付への一本化

民事訴訟に関する手続の手数料の納付方法について、次のような規律を設けるものとする。

手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって最高裁判所規則で定めるものをもって納めなければならない。ただし、申立てを書面をもってすることができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができる。

第2 郵便費用の手数料への一本化

民事訴訟に関する手続においては、郵便費用の予納の制度を廃止し、別途、郵便費用に相当する所要の金額を、手数料として徴収する規律を設ける。

第3 過納手数料の還付等の書記官権限化

過納手数料の還付等（費用法第9条）並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（費用法第21条から第24条まで）については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとするとともに、所要の整備を行うものとする。

第3部 その他

第1 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度に対応する改正

1 民事執行法の改正

民事執行の手続については、第1部第16の規律が準用されることを前提に、第三債務者の供託及び取立訴訟に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 民事執行法第156条第1項の規定にかかわらず、差押債権者について第1部第16の1の(1) (他の法律において準用する場合を含む。)の決定がある場合において、差押債権者の申立てがあるときは、裁判所は、第三債務者に対し、同項に規定する方法による供託を命ずることができる。
- (2) (1)の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

(説明)

部会資料29と同じである。

なお、解釈論の問題ではあるが、勝訴判決がある場合には、差押えの必要性も広義の攻撃防御方法の一つとして位置付け、閲覧等の許可の方法(第1部第16の4(2)参照)をとることができるかが問題となる。これを肯定する意見も考えられるが、これを認めることには慎重な意見もあると思われる。

2 人事訴訟法の改正

人事訴訟の訴訟手続については、第1部第16の規律が適用されることを前提に、事実調査部分の閲覧等に関し、次のような規律を設けるものとする。

事実調査部分については、第1部第16の2 ((1)を除く。)及び3の規律は、適用しない。

(説明)

部会資料30と同じである。第16の2(1)を除くとしているのは、2(1)の規律を記載する箇所を移動したことに伴う形式修正である。

3 家事事件手続法の改正

家事事件に関する手続における当事者に対する住所等、氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けるものとする。

家事事件の手続における申立て等については、第1部第16の1、2の(1)及

び4 ((4)のイを除く。)の規律を準用する。この場合において、第1部第16の1の(1)中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第42条第7項（第258条第1項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。以下3において同じ。）又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者（同法第10条第1項第1号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。）」と、第1部第16の4の(1)中「秘匿決定、2の(2)の決定又は3の決定（以下第16において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者」とあるのは「秘匿決定（家事事件手続法第277条第1項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手續におけるもの及び同法第289条第1項の規定による調査及び勧告の事件（同条第7項において準用する場合を含む。）の手續におけるものを除く。以下4において同じ。）に係る者以外の当事者又は利害関係参加人」と、同4(2)中「秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と、同4(4)のア中「秘匿決定又は2(2)の決定」とあり、及び同4(7)中「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と、同(7)中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

(説明)

部会資料29と同じである。ただし、次の点で修正をしている。

家事調停事件のうち合意に相当する審判の対象となるものについては、記録の閲覧等につき家事審判の手續の規定を準用している（家事事件手続法第254条第6項）ため、家事審判と同様に扱うこととしている。他方で、履行状況調査・履行勧告事件については、家事調停事件と同様に、記録の閲覧等につき裁量制がとられている（同法第289条第6項及び第7項）ため、家事調停と同様にしている。

さらに、従前の案では、攻撃防御上の不利益による閲覧等の許可に関する規律を準用していなかったが、秘匿決定があったケースで、秘密事項届出書面についても、攻撃防御上の不利益を想定することはあり得るので、準用の対象とした。なお、ここでいう許可は、秘匿決定の許可の例外に関するものであり、家事事件手續の閲覧等が認められるためには、同法上の閲覧等の許可が別途必要となる。

第2 その他

その他所要の規定を整備するものとする。